

熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について

熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施等に伴い、市長等の期末手当の支給の割合の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。